

京都市会事務局規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月30日

京都市会議長 加藤 盛司

京都市会規程第4号

京都市会事務局規程の一部を改正する規程

京都市会事務局規程の一部を次のように改正する。

第7条政務調査課の項第2号中「，例規」を「及び例規」に改め，同項第5号中「，改廃」を「又は改廃」に改め，同項第11号を削る。

附 則

この規程は，平成23年4月1日から施行する。

(市会事務局総務課)